

「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人石川県共同募金会

1 趣旨

令和6年石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、10市7町（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和6年能登半島地震災害義援金」

3 受付期間

令和6年1月4日（木）から令和6年12月27日（金）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受入れ

（1）指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 28600	シヤカイフクシホウジンイシカワケンキョウトウホケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 レイワクネノハントウジンシヤカイケンギン 令和6年能登半島地震災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-5-421764		イシカワケンキョウトウレイワクネノハントウジン 石川県共募令和6年能登半島地震 サカイケンギン 災害義援金

- ※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。
- ※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、手数料が免除されます。
（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）
- ※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。
- ※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

（2）現金書留による受入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

送付先：社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館 2階

(3) 本会窓口による受入れ

(場 所) 石川県共同募金会事務局 (金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館 2階)

(受 付) 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間
(祝日を除く)

5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

●受領証の代用となるもの

(ATM) ご利用明細票

(インターネットバンキング) 確認画面を印刷したもの

※ただし、受領証として代用するには、①寄付者名、②寄付日、③寄付金額、④寄付先の口座番号(義援金専用口座番号)が明らかにされている書類に限られます。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

TEL 076 (208) 5757 FAX 076 (222) 8900

(a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp)

附則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。(第2版)

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。(第3版)

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」募集要綱（第二版）

社会福祉法人富山県共同募金会

1 趣 旨

1月1日に石川県能登地方を震源とする地震によって、富山県内でも震度5強を観測しました。この地震により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要としている状況から、1月1日に魚津市、入善町を除く県内9市3町1村においては災害救助法が適用されました。

富山県共同募金会（以下「本会」という。）では、この地震によって被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）」

3 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年3月29日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00150-9-605602	トヤマケンキョウホ ^レ レイワロクネンノトハントウジ ^シ シンサイカ ^イ イギ ^エ エンキン 富山県共募令和6年能登半島地震災害義援金
北陸銀行	県庁内支店	(普) 4179363	シヤカイフクシホウジ ^シ ントヤマケンキョウト ^ウ ホ ^キ ンカイサイカ ^イ イギ ^エ エンキン 社会福祉法人富山県共同募金会災害義援金

※ ゆうちょ銀行窓口での振込手数料は無料となります。

※ 北陸銀行本店及び各支店窓口からの振込手数料は無料となります。

※ ATM、インターネットバンキング等などからの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。

5 義援金の配分

富山県が設置する義援金配分委員会において配分額を決定のうえ、各市町を通じて、被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ウェブサイト(<http://www.akaihane-toyama.or.jp>)からも取得可能です。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へご送付ください。後日、領収書を発送いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当。
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

- (1) 物資は取り扱わず、義援金のみを取り扱うことといたします。
- (2) この要綱は、令和6年1月5日から施行します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人富山県共同募金会
〒930-0094 富山県富山市安住町5-21
(富山県総合福祉会館 3階)
TEL : 076-431-9800 FAX : 076-432-6551
Mail : info@akaihane-toyama.or.jp

「令和6年能登半島地震災害義援金（新潟県被災者支援分）」募集要綱 (第2版)

社会福祉法人新潟県共同募金会

1 趣旨

1月1日に石川県能登地方を震源とする地震によって、新潟県内でも震度6弱を観測しました。この地震により多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、県内14市町（新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町）に災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会（以下「本会」という。）では、この地震によって被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金（新潟県被災者支援分）

3 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年6月28日（金）まで

（被災状況に応じて受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
第四北越銀行	白山支店	普 1590791	シヤカイフクシホウジン 社会福祉法人 ニイガタケンキョウドウボキンカイ 新潟県共同募金会
大光銀行	新潟支店	普 3043002	
ゆうちょ銀行	00130-0-515716		ニイガタケンキョウボフ ト ハントウ ジシン サイガイ 新潟県共募 能登 半島 地震 災害 ギエンキン 義援金

※1 第四北越銀行・大光銀行・ゆうちょ銀行の窓口での振込手数料は無料。

※2 全国地方銀行協会加盟銀行の本支店窓口での第四北越銀行への振込手数料は無料。

※3 第二地方銀行協会加盟銀行の本支店窓口での大光銀行への振込手数料は無料。

※4 上記以外の金融機関からの振込や、ATM及びインターネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料。

5 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

社会福祉法人 新潟県共同募金会

※現金書留封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除となります。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和6年能登半島地震災害義援金（新潟県被災者支援分）」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を発行します。

8 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和6年1月9日から施行します。
- (3) この要綱は、令和6年1月12日改正（第2版）

9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

E-mail niigatakenkyobo@h8.dion.ne.jp

令和6年能登半島地震災害義援金(福井県被災者支援分)募集要綱

社会福祉法人 福井県共同募金会

1 趣 旨

令和6年1月1日からの石川県能登地方を震源とした地震により、福井市、あわら市、坂井市に災害救助法が適用されました。

福井県共同募金会(以下、本会という)では、福井県内で被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金(福井県被災者支援分)

3 受付期間

令和6年1月16日(火)から令和6年3月29日(金)まで

4 義援金の受付方法

下記の県内各金融機関の本・支店扱いの送金手数料は免除です。

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

(1) 福井銀行

銀行名: 福井銀行学園出張所

預金種類: 普通

口座番号: 6033870

口座名義: 社会福祉法人福井県共同募金会

※福井銀行本・支店間の窓口、ATM、インターネットバンキングからの振込手数料は無料となります。

(2) ゆうちょ銀行(郵便局)

銀行名: ゆうちょ銀行

口座番号: 00140-8-732060

口座名義: 社会福祉法人福井県共同募金会

(3) 義援金の持参(平日のみ)

福井県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。
その際には必ず、「福井県被災者支援分」であることをお伝えください。

5 義援金の配分

本会に寄託された義援金については、全額、福井県や本会、日本赤十字社福井県支部等で構成される災害義援金の配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき、被災地の各行政を通じて被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇制度の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

この募集要綱は、本会ウェブサイト(<https://akaihane-fukui.jp/>)からも取得可能です。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会ウェブサイトのフォームに必要事項を入力して送信していただくか、直接連絡ください。後日、領収書を発送いたします。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規程する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

7 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととします。
- (2) この要綱は、令和6年1月16日から施行します。

8 問合せ先

社会福祉法人福井県共同募金会
〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22
TEL:0776-22-1657 FAX:0776-22-3093
E-MALL: akaihane@mx2.fctv.ne.jp

「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

3. 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年6月28日（金）まで

（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162530	<small>ふく</small> ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126815	<small>ふく</small> ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

※令和6年1月16日時点

送金先被災地（予定）…石川県、富山県、新潟県、福井県

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和 6 年 1 月 16 日施行です。